

○大田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第50号

改正 平成26年4月14日告示第53号

平成28年3月31日告示第48号

平成31年3月27日告示第46号

令和3年4月1日告示第125号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災活動の充実を図り、もって地域防災力の向上に資することを目的として、自主防災組織に対し、予算の範囲内においてその活動に要する費用の一部を補助することについて、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民が自主的に防災活動を行うために組織する団体のうち、市長に自主防災組織設置届出書を提出した団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、自主防災組織とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象事業及びその事業区分ごとの補助対象経費は、次の表のとおりとする。

補助対象事業		補助対象経費
防災資機材整備事業	情報収集伝達用資機材整備	携帯用無線機、電池メガホン 携帯用ラジオ等の整備に要する経費

	消火用資機材整備	街頭用消火器、水バケツ 防火衣等の整備に要する経費
	救出・救護用資機材整備	エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、救急箱、担架、テント、毛布等の整備に要する経費
	避難用資機材整備	発電機、投光器、ヘルメット 腕章等の整備に要する経費
	その他資機材整備	市長が必要と認める経費
防災資機材更新・修繕事業	防災資機材更新・修繕	大田市自主防災組織育成事業補助金で整備した防災資機材の更新・修繕に要する経費

(補助率及び補助金の限度額)

第5条 補助対象経費に対する補助率は、10分の10とする。

2 自主防災組織に対する補助金の限度額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象事業	自主防災組織の区分	補助回数	補助金の限度額	備考
防災資機材整備事業	自治会単位で結成された自主防災組織	1～3回目	100,000円	一組織につき年1回交付とし、通算5回を限度とする。
		4～5回目	50,000円	
	町単位など自治会単位より広い地域で結成された自主防災組織	1～3回目	200,000円	
		4～5回目	100,000円	

防災資機材 更新・修繕 事業	すべての自主防 災組織		70,000 円	一組織につき年 1回交付（大田市 自主防災組織育 成事業で整備し た資機材に限 る。）
----------------------	----------------	--	-------------	--

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 見積書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、自主防災組織育成事業変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、自主防災組織育成事業補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに自主防災組織育成事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けた時は、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織育成事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対しては、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成26年告示第53号）

この告示は、平成26年4月14日から施行する。

附 則（平成28年告示第48号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成31年告示第46号）

この告示は、平成31年3月27日から施行する。

附 則（令和3年告示第125号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

自主防災組織育成事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

大田市長 楫野 弘和 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____

自主防災組織育成事業補助金の交付を受けたいので、大田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 補助事業の名称 _____
- 3 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書の写し
 - (4) その他

様式第2号（第7条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織育成事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、大田市自主防災組織育成事業 補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付条件 (1) 交付の目的以外に使用してはならない。 (2) 事業内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (3) 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。 (4) 事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。 (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (6) 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておかなければならない。	

(不服申立等の教示文記載)

様式第3号（第8条関係）

自主防災組織育成事業変更等承認申請書

令和 年 月 日

大田市長 楫野 弘和 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 _____

令和 年 月 日付け指令危第 号で補助金の交付決定のあった自主防災組織育成事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、大田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

補助金交付 決定年月日	令和 年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令危第 号
補助年度	令和 年度	補助事業の 名称	
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
変更（中止、廃止）の理由			
変更（中止、廃止）の年月日	令和 年 月 日（予定）		
添付書類			

様式第4号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

自主防災組織育成事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更（中止、廃止）申請のありました自主防災組織育成事業に関して、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、大田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の変更の内容			
変更後の交付決定額		円	
変更（中止、廃止）の理由			
交付条件 （1）交付の目的以外に使用してはならない。 （2）事業内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 （3）事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。 （4）事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。 （5）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 （6）経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておかなければならない。			

（不服申立等の教示文記載）

様式第5号（第9条関係）

自主防災組織育成事業実績報告書

令和 年 月 日

大田市長 楫野 弘和 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

令和 年 月 日付け指令危第 号で補助金の交付決定の
あった自主防災組織育成事業が完了したので、大田市自主防災組織補助金
交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の精算額 金 円
- 4 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (4) その他

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大田市長

自主防災組織育成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました自主防災組織
育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、
大田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第10条の規定により通知
します。

記

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番 号	指令 第 号
補助年度	年度	補助事業の 名称	
補助金の交付決定通知額			円
補助事業の対象経費の精算額			円
補助金の交付確定額			円
(交付決定通知額) - (交付確 定額)			円

様式第7号（第11条関係）

自主防災組織育成事業補助金請求書

年 月 日

大田市長 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____ 印

住所 _____

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった大田市自主防災組織育成事業補助金を下記のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)